

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和四年十二月十六日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	管財課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサー ビス等に係る単価契約」について、改めて調達手続きをすべきところ、 前契約の延長で対応したことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、次の取組によ り事務処理の適正化を図った。 1 財務に関するチェックシート (契約編) を活用し、調達や契約締結の 手続に誤りがないか決裁関係者が確認することにより、適正な事務処理 の執行を徹底した。 2 毎月の自己検査のチェック項目に、単価契約や長期継続契約の確認項 目を追加し、手続が適正に行われているか、複数の職員により確認を徹 底する体制を整えた。 3 財務事務の処理について疑義が生じた場合には、必ず関係課や出納総 務課に相談するよう全職員に周知徹底した。
都市整備部	営繕課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「新座防災基地改修工事設計業務」及び「中 央児童相談所会議室棟新築及び一時保護所棟等改修工事設計業務」に おける一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていな かったことは不適切であった。	再発防止のため、課内職員全員に経緯等を周知するとともに、次の取組 により事務処理の適正化を図った。 1 課で作成している事務処理マニュアルに手続方法を記載し、受注者に 対し承諾願の提出を指示するよう周知するとともに、承諾書書式をあら かじめ作成することにより、書面による再委託の承諾手続を徹底した。 2 検査時のチェックリストを作成し、手続に誤りがないことを、受注者・ 監督員・検査員の複数名で確認する体制を整えた。

教育委員会	高校教育指導課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「埼玉県教務事務システム令和4年度指導要録対応改修業務委託」について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果及び経緯を所属内の全職員に周知するとともに、次の取組により事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者、経理員及び出納員が、出納総務課の財務研修資料を基に自主研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 課内の実務担当者向けに作成している事務処理に関するマニュアルに、契約事務を含めた財務事務のヒヤリハット事例に関する項目を追加し、適切に財務事務を行うよう周知徹底した。 また、これまでは年度当初にマニュアルを配布し、各自で内容を確認することとしていたが、マニュアルを基に課内研修を実施する方法に改めることにより危機管理意識を高め、より適正な事務処理の執行を促した。 3 契約事務に関するチェックシートを活用するとともに、毎月の自己検査を徹底することにより、複数の目で契約に必要な手続に誤りや漏れがないか確認する体制を整えた。
-------	---------	----------------------	--	--

教育委員会	I C T 教育 推進課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。	<p>次の取組により不適切な契約金額を是正するとともに、再発防止に向け事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方と協議し、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした額を契約額とした。 2 監査結果及び経緯を所属内の全職員に周知した上で、担当者、経理員及び出納員が、出納総務課の財務研修資料を基に自主研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 3 契約事務に関するチェックシートを活用するとともに、毎月の自己検査のチェック項目に契約金額の確認に関する事項を追加することにより、複数の目で契約に必要な手続に誤りや漏れがないか確認を徹底する体制を整えた。 4 契約事務等の財務事務の処理に疑義等が生じた場合には、随時、出納総務課など関係部署に相談するよう所属内の全職員に周知徹底した。
-------	-----------------	----------------------	--	---